

2025年12月12日
日本郵便株式会社
南関東支社

神奈川県 磯子郵便局における業務上横領 等

南関東支社（神奈川県川崎市、支社長 田村 浩紀）受持区域内の磯子郵便局において、集配委託会社従事員が代金引換金等を横領していた事案及び元期間雇用社員が配達すべきゆうパックを廃棄していた事が判明しましたので、お知らせします。

被害を受けられたお客さまに多大なるご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。
また、社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事案が発生しましたことについて、重ねてお詫び申し上げます。

今回の事態を真摯に受け止め、集配委託会社及び社員に対する指導を徹底してまいります。

1 発生局

磯子郵便局（神奈川県横浜市磯子区森3丁目1-15）

2 事案概要等

	① 代金引換金等横領	② ゆうパックの廃棄（器物損壊）
行為者	集配委託会社従事員	元期間雇用社員 ※2025年12月11日（木）懲戒解雇
概要	2025年9月16日（火）、行為者は、現金管理機から出金したつり銭及び代金引換金等合計32,955円を私的に流用したほか、不在により配達できなかつたゆうパック及び集荷したゆうパック合計7個を横領しました。	2025年9月26日（金）、行為者は、配達準備中に内容品を破損したゆうパック1個を、配達せずにごみ集積所へ廃棄しました。
発覚の端緒	2025年9月16日（火）、行為者が集配業務中に所在不明となったことから、社内調査を行った結果、本件が発覚しました。	2025年9月26日（金）、当該局でゆうパックの配達状況を確認していたところ、ゆうパック1個が配達されていないことが判明し、社内調査を行った結果、本件が発覚しました。
警察への相談	2025年9月30日（火）以降複数回、所轄の警察署に相談しました。	2025年9月30日（火）、所轄の警察署に相談しました。
お客さま対応	被害を受けられたお客さまに、個別に謝罪及び対応をさせていただきました。	

3 その他

今般の事案を受けて、必要かつ適切な再発防止策を講じるとともに、集配委託会社及び社員に対するコンプライアンス指導の徹底に努めてまいります。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】
日本郵便株式会社 南関東支社
経営管理部 広報担当
電話：（直通）044-280-9011